

議長（福田会長）

会議資料 7 ページの議案第 42 号「障害者福祉関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（檀淵保健福祉部長）

議案第 42 号「障害者福祉関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。

障害者福祉関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

1．障害者福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。

2．障害者社会参加推進イベントについては、当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。

3．河内町で実施している理美容サービス事業については、合併時まで方向付けを行い、新市において実施する方向で調整することといたしました。

続きまして、詳細についてご説明いたします。参考資料 29～31 ページをご覧くださいと思います。

各種事業実施の状況につきましては、記載のとおり、それぞれの市町におきまして、身体障害者手帳の交付、支援費制度支給決定事務、日常生活用具給付・貸与事業など種々の事業に取り組んでおり、これらの取扱いにつきましては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整することといたしました。

次に、32 ページの障害者社会参加推進イベントについてであります。記載の事業の中には、障害のある人と障害のない人がともに同じ地域の中で暮らしているということを確認し、福祉の心を醸成するための交流の場となる、各市町の特色あるイベントもありますので、今後、統合すべき事業、継続すべき事業を見きわめるため、当分の間現行どおりとし、段階的に調整することといたしました。

次に、河内町で実施している理美容サービス事業についてであります。高齢者を対象とする同様の事業につきましては、高齢者福祉関係事業の取扱いにおきまして、新市において実施することといたしました。こうしたことから、障害者を対象とする事業につきましても、地域において快適に生活が送れるよう、高齢者と同様の理美容サービス事業を合併時まで方向付けを行い、新市において実施する方向で調整することといたしました。

33～34 ページに先進事例を記載いたしました。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

議長（福田会長）

議案第 42 号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここで質疑を行います。ご

意見、ご質問をお願いいたします。

既にご承認をいただいていることですが、河内町、上河内町におきましては、公共交通の代替事業として町営バスを運行しているわけですが、これについても合併後も引き続き継続する。ただいま説明がありました理美容サービスの中で、河内町が実施している65歳以上の寝たきり高齢者、重度痴呆性高齢者、寝たきりの重度身体障害者への理美容サービスも、新市において実施する方向で調整するという。これは河内町地域だけではなくて全市的にやるということでもいいですね。

事務局（檀淵保健福祉部長）

そのとおりです。

議長（福田会長）

今は河内町地域だけですが、全市的に実施すると。

というように、3町がやっているいいものについては、当然、全体でも残していきましょう、そして時代的使命を終えたものについては、廃止する方向で調整していきましょうという考え方に基づいて、今日まで協議してきているものでございます。

それでは、無いようでございますので、お諮りいたします。議案第42号「障害者福祉関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第42号は原案のとおり決定といたします。